

令和6年1月9日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 江頭 建彦

◎災害により被災した被保険者等の健康保険一部負担金等について

令和6年能登半島地震により災害救助法の適用を受けた市町村に在住し、かつ被災された当健康保険組合の被保険者および被扶養者について、健康保険法の規定に基づき医療機関等窓口における一部負担金等の徴収猶予または減免を行います。申請される場合は、所定の申請書（添付ファイル）に必要事項を記入、押印のうえ当健康保険組合事務局に提出して下さい。

記

<災害救助法適用地域：令和6年1月1日22時現在>

【新潟県】

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

【富山県】

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

【石川県】

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

【福井県】

福井市、あわら市、坂井市

以 上